

銚子マリーナ管理運営業務

指定管理者 募集要項

令和8年9月

銚子市観光商工課

産 業 振 興 室

目 次

1	指定管理者導入の趣旨	3
2	施設の概要	3
3	業務の内容	
(1)	指定管理者が行う業務	4
(2)	管理の基準	6
(3)	業務の継続が困難になった場合の措置	6
(4)	リスク分担	7
4	応募の方法	
(1)	応募資格	7
(2)	応募条件	7
(3)	質問の受付	8
(4)	申込書類	8
(5)	問合せ及び申込書類提出先	9
5	指定の期間	9
6	募集から指定管理による業務開始までの手順とスケジュール	9
7	指定管理者の選定及び選定の基準	
(1)	指定管理者の選定	9
(2)	選定の基準	10
8	その他	10
<別紙>	リスク分担表	11～12

<募集要項に関する問合せ先>

銚子市観光商工課 産業振興室
〒288-8601 銚子市若宮町1番1号
電話：0479（24）8194
FAX：0479（25）0277
Email：shorou@city.choshi.lg.jp

1 指定管理者導入の趣旨

銚子マリーナの利便性や快適性の向上及び維持管理業務の合理化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び銚子市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年銚子市条例第21号）の規定により、このマリーナの維持管理運営業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

2 施設の概要

名称	銚子マリーナ
所在地	千葉県銚子市潮見町15番地
設置根拠	銚子マリーナの設置及び管理に関する条例第1条 本市は、海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図り、市民の健康を増進するとともに、潤いのあるまちづくりに寄与するため、銚子マリーナを設置する。
目的・方向性	銚子市の観光施設として、周辺施設と連携し回遊性を高め賑わいを創出することにより地域の活性化を図っていくこと。 平成11年4月の開館から25年以上が経過した当該施設を継続的に運営するための保守管理をすること。
特徴	千葉県が港湾整備を進めてきた名洗港にある外洋マリンリゾートの拠点である。
敷地面積	約23ha（水域約13ha、陸域約10ha）
水面係留施設	162隻（運用上は156隻）
陸上保管施設	314隻（運用上は約100隻）
構造物	銚子マリーナセンターハウス 1棟（面積：389.92㎡） （事務室、マリンサロン、シャワー室、更衣室、トイレ、玄関、ホール、会議室） 銚子マリーナハーバーハウス 1棟（面積：137.00㎡） （休憩室、シャワー室、更衣室、倉庫） 駐車場：268台 ※上下架施設（自走式クレーン）、修理庫、給油施設、その他株式会社銚子マリーナが所有する施設・設備は、所有者との別途契約が必要。

3 業務の内容

(1) 指定管理者が行う業務

① 利用許可

- ア 施設に係る利用許可
- イ 許可事項の変更の許可
- ウ 許可の取消し等に関する事

② 施設の維持管理

- ア 保守点検
- イ 警備
- ウ 清掃
- エ 小規模な修理
- オ 植栽管理
- カ 備品管理
- キ その他

※ 上記維持管理業務等により必要とされる消耗品及び備品等の費用については、指定管理者の負担とする。

③ 管理物件の修繕

管理物件の修繕については、原則として指定管理者の責任及び費用負担において実施するものとする。ただし、指定管理者が経営状況等により修繕の実施が困難な場合には、市と指定管理者で協議の上、市が実施することができる。

なお、修繕を外注する場合は、適正な見積りを取得し、経費の節減に努めるものとする。

④ マリーナ管理運営に関する業務

- ア 利用料金の徴収、保管、経理
- イ 安全航行管理に関する指導（気象情報の通報及び入出港管理等安全管理に関する事。施設利用者との交信に必要な無線設備及び有資格者の配置。）
- ウ マリーナ管理運営上必要な関係機関との連絡調整
- エ マリーナの利用拡大を図るための広告宣伝
- オ 利用許可を受けた艇の保管・上下架等に関する業務
- カ 公共マリーナとして開催すべき大会、イベント、協議会の運営等に関する事。

⑤ 指定管理者の収入

指定管理者は施設利用料金を自己の収入とする。なお、マリーナ施設の管理運営に係る費用については、これらを充てるものとし、市から指定管理者に対して支払う指定管理委託料については、原則として支出しないものとする。（完全利用料金制）

また、自主事業による収入についても自らの収入とすることができる。

なお、桟橋使用料、水域占用料、自主事業に係る土地使用料等に関して、別途協議により、指定管理者が負担することとなる場合がある。

〈参考：船置場利用料、上下架料、その他施設使用料収入〉

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用艇数	151艇	160艇	163艇	161艇
利用料金収入	62,283,448円	68,867,326円	64,149,177円	63,845,889円

⑥ 管理運営に要する経費

銚子マリーナの管理運営に要する経費については過去の実績を参考として事業計画及び収支予算書（各年度別）を策定するものとする。

〈参考：管理運営に要した経費〉

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理運営経費	51,413,958円	52,075,839円	49,041,375円	55,503,954円

⑦ 剰余金の取扱い

指定管理者が管理業務や自主事業により利益を得た場合、当該利益は指定管理者の経営努力により生み出されたものである一方で、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあることから、剰余金が発生した場合はその一部を市民に還元することにも必要となるため、次のとおり利益の還元をお願いしているところである。

従って、指定管理業務に係る収入額が指定管理業務の経費を上回った場合においては、当該上回った部分の3割の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を剰余金として市に納付するものとする。

⑧ 自主事業の実施について

指定管理者は自主事業として自ら興行の企画・誘致、飲食、物販事業等を積極的に行うことにより収入を得ることができる。

ただし、興行主（指定管理者が自ら興行主となることも可）は、施設の利用料金を指定管理者に、又は、施設内に自動販売機・売店・飲食店等を設置する場合は、市に行政財産使用許可を申請し、使用許可後に使用料を市へ納入するものとする。

⑨ 年度協定の締結

剰余金の納入及び収支不足に伴う指定管理料の支出に関する取り扱いについては、別途年度協定を締結するものとする。

⑩ 再委託の禁止

指定管理者は業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に再委託することはできない。

⑪ 備品の帰属

指定管理者が指定管理料を財源として、公の施設の管理運営のために取得した備品は市へ帰属する。

また、指定管理者が持ち込んだ備品については、原則、指定管理の期間終了後に指定管理者が撤去するものとするが、次期指定管理者との間で備品の継続使用について合意し、市が承認した場合、それらを撤去せずに次期指定管理者へ引き継ぐことができる。

⑫ 事業実績報告

ア 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、事業年度終了後 30 日以内に次に挙げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出するものとする。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、取消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出するものとする。なお、毎月末日をもって、施設利用者の利用状況報告書を作成し、翌月 10 日までに提出するものとする。

〈事業報告書の内容〉

- マリーナ管理業務の実施の状況
- マリーナ利用者の利用の状況
- マリーナ管理業務に要した経費の収支の状況
- その他市長が別に定める事項

イ 業務報告の聴取等

市長は、施設の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理運営の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実態を調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

(2) 管理の基準

- ① 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の運営を行うこと。
- ② 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 事故、災害、火災等への適切な対応と責任の保持
- ④ 感染症の予防等に配慮し、適切な衛生対策を講ずること。

(3) 業務の継続が困難になった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消をすることができる。その場合には、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

② 当事者の責めに帰すべきことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すべきことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、業務の継続の可否について市及び指定管理者で協議するものとする。

業務の継続が不能となった場合には、双方協議の上、指定の取消を行うものとする。
なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

③ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、第2順位、第3順位の応募者と、次期指定管理予定者としての協定締結について協議を行うことがある。

(4) リスク分担

- ① 指定管理業務に係るリスク分担については、リスク分担表（別紙）に定めたとおりとする。
- ② リスク分担表の定めによりがたい場合又はリスク分担表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者において協議してその分担を決定するものとする。

(5) 市の政策との関係

- ① 指定管理は、公の施設の管理等に関する業務を市に代わって行うものであるため、指定管理者には一定の公的責任が問われ、市の施策等について市と同様に行うことが求められる。
- ② 指定管理者は本施設の所有者である市の施策を理解の上、業務等を実施することを基本とし、市が実施する各種事業に対して協力するものとする。

4 応募の方法

(1) 応募資格

- ① 日本国内に事務所を有する法人その他の団体であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当するものでないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- ④ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できるものであること。

(2) 応募条件

- ① 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- ③ 原則、提出した書類の内容の変更は認めない。
- ④ 応募に関して使用する言語は、日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円を使用することとする。

- ⑤ 応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。市が提案された書類の内容について使用する場合は、別途協議するものとする。
- ⑥ 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することは禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁ずる。
- ⑦ 提出された書類は、今回の選定以外の目的には使用しない。なお、銚子市情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。

(3) 質問の受付

① 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月13日（火）まで（必着）
（午前9時00分から午後4時30分まで、土・日曜日・祝日を除く。）

② 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式8）に記入のうえ、郵送、ファクス、持参により提出

③ 質問の回答

募集要項及び関連資料に関して提出された質問に対しては書面で回答する。

(4) 申込書類

① 提出する書類

- ア 銚子市公の施設の指定管理者指定申込書（様式1）
- イ 登記事項証明書（法人の場合）
- ウ 代表者の身分証明書（法人以外の団体の場合）
- エ 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- オ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- カ 事業計画書（施設維持管理業務計画及び施設運営業務計画）（様式2及び様式3）
- キ 管理に係る収支予算書及び管理運営費明細書（様式4及び様式5）
- ク 直近3年度の貸借対照表及び損益計算書
- ケ 直近3年度の事業報告書
- コ 事業実績に関する調査（様式6）
- サ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- シ 暴力団排除措置に関する同意書（様式7）
- ※ 極力手書きを避けて作成し、10部提出すること。
- ※ 証明書は正本を1部、写しを9部提出すること。
- ※ 押印が必要なものは1部のみ押印し、写しを9部提出すること。

② 申込方法

持参又は郵送による。

③ 提出期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月26日（月）まで（必着）
（午前9時00分から午後4時30分まで、土・日曜日・祝日は除く。）

(5) 問合せ及び申込書類提出先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
銚子市 観光商工課 産業振興室 商工労政班
電 話 0479-24-8932
F A X 0479-25-0277
E mail shorou@city.choshi.lg.jp

5 指定の期間

指定の期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

6 募集から指定管理による業務開始までの手順とスケジュール

月 日	内 容
9月18日～	募集要項の配布
10月1日～10月13日	質問の受付
10月1日～10月26日	申込書類の受付
10月下旬予定	選定委員会
11月中旬予定	候補者選定結果通知（指定管理者候補者の決定）
12月議会	指定管理者の指定の議決
令和9年2月予定	基本協定の締結
令和9年3月	事務の引継ぎ
月 日	内 容
令和9年4月1日	指定管理者による業務開始

7 指定管理者の選定及び選定の基準

(1) 指定管理者の選定

経営関係の専門家や利用者の代表等により構成される選定委員会を開催し、候補者を選定する。

なお、選定委員会において、プレゼンテーションを実施する予定。

また、結果については、応募者に対して郵送で通知するとともに、銚子市のホームページで公表する。

(2) 選定の基準

- ① 公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減
- ② 管理を安定して行う物的及び人的能力
- ③ 応募団体の経営状況

8 その他

(1) 申込の辞退

申込書を提出した応募者が申込を辞退する場合は、申込辞退届（様式自由）を提出するものとする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ② 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 本要項に違反すると認められる行為があった場合

(別紙) リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金の減		○
周辺地域・住人及び施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、津波、落盤、火災、争乱、暴動、伝染病、感染症の流行、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
第三者賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
事業の中止・延期	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な運営資金の確保		○
施設設備の損傷	管理物件の改造、増築又は移設による費用	○	
	指定管理者の故意又は重大な過失による修繕費用		○
	上記以外の経年劣化などによる修繕費用や、第三者の行為で相手方が特定できない修繕費用	※１○	※２○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理者が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤去費用及び新しい指定管理者への引継費用		○

※１ 指定管理者の経営状況を踏まえ、指定管理者において修繕を実施することが困難な場合は、市と指定管理者が協議の上、市の責任及び負担により実施することができる。

※２ 公益財団法人全国市有物件災害共済会に加入しているもので、保険の対象となる損害の場合は市とする。